

議案第 16 号

小城市学校給食センター建設検討委員会設置要綱を定める
告示

小城市学校給食センター建設検討委員会設置要綱を定める告示を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 10 月 9 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市学校給食センター建設事業について、小城市学校給食審議会へ諮問を行ったが、同審議会において詳細な検討を行うため、小城市学校給食センター建設検討委員会を設置する要綱を制定する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会告示第 号

小城市学校給食センター建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小城市学校給食センター（以下「施設」という。）の建設に関し、施設開設までの事業の円滑な推進に資するため、小城市学校給食センター建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、小城市学校給食審議会に報告する。

- (1) 施設用地に関すること。
- (2) 施設の計画、設計及び建設に関すること。
- (3) 付帯施設の整備に関すること。
- (4) 施設の管理運営に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校長及び教頭
- (3) 学校栄養職員
- (4) 給食調理員
- (5) 財政課長
- (6) 企画政策課長
- (7) 都市計画課長
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聴くことができる。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 第1項の規定に関わらず、会議に付議しようとする案件が軽易なものであって、かつ、委員長が適当と認めるときは、書面の回議をもって、会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。